

公務員の特定接種対象者について①

社会機能分科会(第8回)

資料2

公務員の特定接種の要件【法28条1項第1号後段・第2号】

要件Ⅰ(目的) : 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する(民間と同じ)

要件Ⅱ(緊急性): 緊急の必要があると認めるとき(民間と同じ)

要件Ⅲ(対象者): 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

○ 要件Ⅲのうち、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策業務は以下のいずれかに該当するものと考えられる。

《基準1》 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する業務)

《基準2》 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

《基準3》 民間の登録事業者と同様の業務

(社会機能に関する分科会(第5回)参考資料より)

以上の《基準1》～《基準3》の業務を行う国家公務員のうち、**新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性を鑑み**一定の絞り込みを行った結果、特定接種の対象と考えられる国家公務員は次項以降の通り。

公務員の特定接種対象者について②

1. ≪基準1≫に該当する国家公務員（警察・防衛・消防・海保を除く）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	人数
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	政府対策本部員 （総理、国務大臣等）	約40人
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	約90人
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、 閣議関係業務	内閣官房職員（官邸・閣 議関係職員）	約50人
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委 員	約10人
各府省庁の意思決定・総合調整に関する業務	政務三役（大臣・副大 臣・大臣政務官）	約70人
各府省庁大臣・副大臣・大臣政務官の秘書業務	各府省庁大臣・副大臣・ 大臣政務官秘書官	約100人
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務 ○業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局 業務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、 各府省庁対策幹事会構成員、 各府省庁対策本部事 務局担当者	内閣府 約90人 （外局たる庁等を含む）
		総務省 約40人
		法務省 約40人
		外務省 約20人

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

（注2） 人数については四捨五入した数値を記載。

公務員の特定接種対象者について③

1. ≪基準1≫に該当する国家公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	人数
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	財務省 約30人
		文部科学省 約20人
		厚生労働省 約140人
		農林水産省 約20人
		経済産業省 約40人
		国土交通省 約40人
		環境省 約20人
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	約13,400人※(発生時の対応として、発生国及び近隣国の在外公館の職員数に限定)
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫業務)	検疫、動物検疫、入国管理、税関職員	約7,500人
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染研究所	約130人
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政関係)	内閣法制局職員	約20人

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

公務員の特定接種対象者について④

1. ≪基準1≫に該当する国家公務員(警察・防衛・消防・海保を除く)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	人数
新型インフルエンザ等対策に必要な法律・予算の執行・国会報告に係る審議	国会議員	約720人
国会議員の秘書業務(政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書)	国会議員公設秘書	約2,200人
国会の運営	国会関係職員	精査中
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法関係)	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	精査中

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

公務員の特定接種対象者について⑤

2. ≪基準2≫に該当する公務員（警察・消防・海保・防衛）

※ 警察・消防・海保・防衛については≪基準1≫と≪基準2≫の両方の業務に該当

(1) 警察・消防・海保については以下の考え方で特定接種対象者を整理

- 当該組織の責務・任務を果たすために即応することが必要な業務（当該業務の発生に備えて平時から一定の人員数を確保しなければならない場合を含む。）を行う者については、特定接種の対象とする。
- 本庁に勤務する者については、各府省庁と同様の考え方とする。

特定接種の対象となる業務	職務・職種	人数
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	約21万人／約29万人
救急業務 消火・救助等	消防職員	約13万人／約16万人
	消防団員	約12万人／約88万人（※）
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	精査中

（※）消防団員については、消火活動等における重要性に鑑み、常勤換算等の考え方を踏まえた人数。

(2) 防衛については、以下の理由により、3つのセクションに分けて対象者を整理

- 国防上の観点から、自衛隊の部隊について特定接種対象者の選定結果を公表することが困難であること。
- 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況によって、発生時に特定接種の対象とすべき者について判断の余地があること。

- ① 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、特定接種の対象となる者（約1.1万人）
 - ・ 防衛医科大学病院及び自衛隊病院等における診断・治療を行う者
- ② 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況により、特定接種の対象が変動する者（約27万人）
 - ・ 自衛隊の各部隊等に勤務する者
- ③ 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、特定接種の対象とならない者（約0.2万人）
 - ・ 防衛大学校、防衛研究所等に勤務する者

公務員の特定接種対象者について⑥

3. ≪基準2≫のみに該当する国家公務員(検察庁、刑事施設等、裁判所、国家の危機管理)

特定接種の対象となる業務	職務・職種	人数
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する業務	検察官	約2,700人
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備業務 ※ 刑事施設(刑務所、拘置所、少年刑務所)、少年院、少年鑑別所(以下「刑事施設等」という。)の職員については、直接に国民の緊急の生命保護や秩序の維持に関わる者ではないが、被収容者の逃走や暴動等が生じた場合には一般国民の生命や社会の秩序維持に大きな影響を及ぼすことから、特定接種の対象となり得ると考えられる。	刑事施設等職員	約12,000人
令状発布に関する業務	精査中	精査中
国家の危機管理に関する業務	内閣官房・各府省庁職員	精査中

(注1) 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

(注2) 人数については四捨五入した数値を記載。

※ ≪基準3≫に該当する国家公務員、警察・消防を除く地方公務員については、別途検討を行う予定